

第 5415 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 2月25日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 譲渡所得

**Q**：譲渡所得にはいくつかの計算方法があると聞きましたが、どのようになっているのですか？

**A**：大きく、総合譲渡所得と土地建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得に分かれます。

### 【解説】

譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいい、土地、借地権、建物、株式等、特定の公社債、金地金、宝石、書画、骨とう、船舶、機械器具、漁業権、取引慣行のある借家権、ゴルフ会員権、特許権、著作権、鉱業権、土石(砂)などがその対象になります。

譲渡所得は、譲渡資産の種類によって分離課税の対象になるものと、総合課税の対象になるものとに区分して課税されますが、大きく分けると、次のようになっています。

#### ① 総合課税の譲渡所得

総合課税の譲渡所得は、その資産の保有期間により長期と短期に分け、長期・短期ごとに所得金額を計算します。

#### ② 土地建物等の譲渡所得(申告分離)

土地建物等の譲渡から生ずる所得に対する課税は、申告分離課税となります。土地建物等の保有期間により長期と短期に分け、計算しますが、税率が違います。また、居住用財産や一定の宅地等には特例的な取り扱いがあります。

#### ③ 株式等に譲渡所得(分離課税)

原則として分離課税ですが、特定口座に保管している上場株式等について、源泉徴収を選択している場合は申告不要にできます。

